

鈴鹿市訓令第 5 号

消 防 本 部
消 防 署

鈴鹿市消防本部及び消防署専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市消防本部及び消防署専決規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市消防本部及び消防署専決規程（昭和 5 1 年鈴鹿市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第10条 略 <u>（統括指揮課長専決事項）</u> 第11条 <u>統括指揮課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 災害現場の指揮及び支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>（2） 災害時の職員の招集に関すること。</u> 第12条～第18条 略	第10条 略 第11条～第17条 略

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。